

# 岐阜県図書館資料収集方針

昭和 51 年	3月 25 日
昭和 61 年	9月 20 日一部改正
平成 3 年	3月 29 日一部改正
平成 7 年	7月 1 日全面改正
平成 8 年	3月 15 日一部改正
平成 12 年	3月 24 日一部改正
平成 13 年	9月 1 日一部改正
平成 14 年	4月 1 日一部改正
平成 17 年	4月 1 日一部改正
平成 18 年	4月 1 日一部改正
平成 22 年	4月 1 日一部改正
平成 28 年	4月 1 日一部改正
平成 29 年	4月 1 日一部改正
平成 31 年	4月 1 日一部改正
平成 31 年	4月 19 日一部改正

## (目的)

第1条 この方針は、岐阜県図書館利用規程第49条第1項の規定に基づき、岐阜県図書館の資料の収集について基本的な事項を定めるものとする。

## (基本方針)

第2条 岐阜県図書館は、県民の調査、研究、学習活動等を支援するために必要な資料を、「図書館法」の精神に基づいて幅広く収集するものとする。

## (収集対象資料)

第3条 収集する資料は図書、逐次刊行物（新聞、雑誌等）、地図資料、視聴覚資料など形態や媒体を問わず必要な資料とする。

## (収集方法)

第4条 資料の収集は、購入、寄附、編入、保管転換、生産、寄託等の方法による。

## (重点的収集資料)

第5条 重点的に収集する資料は、次のとおりとする。なお、収集に当たっては、県内図書館及び県の関係機関等と連携して、資料の充実を図る。

- 一 県と密接な関わりを持つ事項、人物等に関する資料
- 二 県内産業の振興に役立つ資料
- 三 県行政に必要な資料

## (資料別収集基準)

第6条 資料の収集に当たっては、その内容、著者、発行所、資料的価値、形態、所蔵資料等を検討して収集するものとし、その基準は次表のとおりとする。なお、学習参考書、資格試験受験用参考書及び問題集、漫画・コミック、人権を侵害する恐れのある資料は、原則として収集しない。

番号	区分	資料の種別	収集の基準
1	一般図書	一般図書 (基本図書・全集・叢書・講座等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野にわたり体系的に収集する。</li> <li>文学等については、個人全集、特定のテーマのシリーズのほか、評価の定まった作品、著名な作家の作品、各種文学賞等の受賞作品を収集する。</li> <li>新聞・雑誌等の書評欄に取り上げられたものについては、広く収集する。</li> </ul>
		参考図書 (辞典・事典・図鑑・年鑑・目録・白書・統計書等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>体系的・継続的に収集する。</li> </ul>
		学術書・専門書	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容の専門度・難易度と利用者層を勘案しながら収集する。</li> </ul>
		入門書・実用書	<ul style="list-style-type: none"> <li>わかりやすく内容の充実したものを収集する。</li> </ul>
2	郷土資料	岐阜県に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>完全収集する。</li> </ul>
		郷土人の著作	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く収集する。</li> </ul>
		岐阜県内で発行された資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>完全収集する。</li> <li>岐阜県行政刊行物は網羅的に収集する。</li> </ul>
		岐阜県に隣接した地域の資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県に関係が深いものを収集する。</li> </ul>
		原資料の入手が不可能な資料で複製の可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>最適な複製方法により、収集する。</li> </ul>
3	視覚障がい者用資料	録音図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>市販の資料を収集するほか、利用者の希望に応じ、自館で制作する。</li> </ul>
		大活字本	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて収集する。</li> </ul>
		点字図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて収集する。</li> </ul>
4	児童資料	絵本・児童書・紙芝居	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価の定まった作品及び絵本、児童書作家の代表的な作品等を中心に収集する。</li> </ul>
		雑誌・新聞	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童を対象として発行されているものの中から、評価の定まったものを中心に収集する。</li> </ul>
5	児童図書研究室資料	絵本	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く収集する。</li> </ul>
		児童書	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く収集する。</li> </ul>
		郷土人の著作、郷土を舞台とした著作の絵本・児童書	<ul style="list-style-type: none"> <li>完全収集する。</li> </ul>
		外国語の絵本・児童書	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界各国の代表的なもの、著名作家のものを収集する。</li> </ul>
		参考図書（年鑑、辞典を含む。）及び雑誌	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の読書、児童文学及び児童文化に関するものを広く収集する。</li> </ul>
6	Y A 資料	一般図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヤングアダルトを主たる対象として出版された各分野のうち、評価の定まった資料を体系的に収集する。</li> </ul>

		趣味・教養	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野にわたりヤングアダルトを対象とした資料を収集する。</li> <li>大人を対象とした資料のうち、ヤングアダルトの関心の高い分野で初学者向けにわかりやすく書かれた資料を収集する。</li> </ul>
		進路	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の進学・就職を考える上で参考となる資料を収集する。</li> </ul>
		文学	<ul style="list-style-type: none"> <li>著名な作家の作品、評価の定まった作品、各種文学賞等の受賞作品・候補作品のうち、ヤングアダルト向けの作品及びヤングアダルトが主要な登場人物として描かれた作品を収集する。</li> </ul>
7	外国語資料	参考図書（年鑑、辞典等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野の主要なものを収集する。</li> </ul>
		一般図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的資料を収集する。</li> <li>文学等については評価の定まったもの、各種の受賞作品を収集する。</li> <li>諸外国を理解するのに役立つ資料を収集する。</li> <li>県内在住外国人の、日本の理解、教養の向上に役立つ資料を収集する。</li> </ul>
		日本語作品の翻訳図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語作品の主要なものを収集する。</li> </ul>
8	古書	古書・古文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土資料を中心に収集する。</li> </ul>
9	逐次刊行物	国内雑誌	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野の代表的なもの、調査研究に役立つものを収集する。</li> </ul>
		外国雑誌	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際的に評価の高い専門誌及び各国の情勢を理解するのに役立つ総合誌を収集する。</li> </ul>
		国内新聞	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表的全国紙及び岐阜県で販売されているブロック紙・地方紙を収集する。</li> <li>各分野の代表的専門紙を収集する。</li> </ul>
		外国新聞	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要なものを収集する。</li> </ul>
10	視聴覚資料	映像・音声資料 (CT・VT・LD・DVD・CD等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土資料に該当するものは原則として完全収集する。また、一般資料については資料的価値を勘案し、厳選する。</li> <li>いざれも図書館での保存・利用に問題のないものを収集する。</li> </ul>
11	マイクロフィルム等	マイクロフィルム ポジフィルム	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の印刷物では入手できない資料及び利用と保存の上からより効率的と考えられる資料を収集する。</li> </ul>
12	電子資料	電子出版資料 (CD-ROM・DVD-ROM) ネットワーク系電子資料 (オンラインデータベース、電子書籍)	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の印刷物より利便性が高く、調査研究に役立つ資料を収集する。</li> </ul>

		電子情報	・岐阜県に関する情報を中心に、図書館での保存・利用上問題のないものを収集する。
1 3	地図資料	国土地理院発行の地図	・広く収集する。
		ナショナルアトラス 国内外の一般図・主題図	・広く収集する。
		岐阜県関係の一般図・主題図	・完全収集する。
		古地図	・広く収集する。
		地図帳	・広く収集する。
		立体地図	・特色のある地形のものを収集する。
		地図に関わる数値情報・統計情報	・図書及びCD-ROM等電子媒体で収集する。
		地図に関わる参考資料	・地図を理解するために役立つ資料を収集する。
1 4	読書活動支援資料等	セット文庫資料	・読み聞かせ用資料や調べ学習用資料など読書推進に有効なテーマを設定し、趣旨に沿うものを収集する。
		貸出文庫資料	・小説・文芸書、趣味・実用書及び絵本・紙芝居などのうち、新刊、話題になったもの、評価の高いもの、市町村図書館等から希望が多いものなどを収集する。 ・録音図書作成に必要な資料を収集する。
		読書会テキスト資料	・読書会のテーマとしてふさわしい内容のものを収集する。

(寄附資料等)

第7条 資料の収集を寄附又は寄託の方法により行う場合は、別に定める岐阜県図書館寄附資料等取扱要領により処理する。

(リクエスト資料)

第8条 県民等の一般利用者、市町村及び市町村立図書館等、県及び県関係団体から購入希望のあった資料は、予算の効果的執行に充分配慮し、収集基準に基づき収集するものとする。

(収集部数)

第9条 資料の収集部数は、原則一部とする。ただし、利用頻度、資料的価値を考慮し、必要に応じ複数の資料を収集することができる。

(資料収集委員会)

第10条 資料収集の適正を図るために資料収集委員会を設置する。

2 資料収集委員会の組織及び運営については、館長が別に定める。

(その他)

第11条 この方針に定めるもののほか、この方針の運用に関し必要な事項は、館長が別に定める。